

# 静岡県感染症対策専門家会議

## 第4回 新興感染症等対策検討部会

令和4年3月15日（火）17：30～

## ○静岡県情報公開条例（抜粋）

（公文書の開示義務）

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (5) 県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び地方三公社の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民等の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(1) 「(仮称)ふじのくに感染症管理センター」の設置の検討について

【静岡県感染症対策の司令塔・拠点施設の設置】

○「基本構想」(修正案)の概要

- ・書面照会の委員からの意見と修正案への反映(対応内容)

(2) 次期部会委員について

【令和4年4月からの新任期の委員の就任のお願い】

○現委員の皆様には、引き続きの委員就任のお願い

○次期委員として国立遺伝学研究所から委員の推薦を依頼

(3) 静岡県保健医療計画の分野別計画である静岡県感染症予防計画の改定について

【感染症法に基づく法定計画の改定:令和3年度末の公表】

○「静岡県感染症予防計画の改定」(最終案)の概要

- ・パブリックコメント(県民意見)の修正案への反映(対応内容)

## <協議事項(3)> 静岡県感染症予防計画の改定

- **2年以内に全面改正が想定**されるため、今回の改定に当たっては、保健医療計画に追加した項目そのものを、現行の感染症予防計画に、**新たな章として追加することで対応**する。

### 【計画の構成】

第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

第2 感染症の発生の予防及びまん延の防止

第3 感染症に係る医療の提供体制の確保

第4 緊急時における対応

第5 感染症に関する研究の推進、検査の実施体制  
人材の養成、知識の普及及びその他の重要事項

第6 **新型コロナウイルス感染症対策**

第7 **新興・再興感染症対策**

時点修正等の  
最小限の修正

追加

追加

# パブリックコメント（県民意見）と修正案への反映

項目	意見	対応内容
<p>第1 感染症の 発生の予 防及びま ん延の防 止</p>	<p>1 (2) P2</p> <p>・「感染症管理センター」の設置に賛成であるが、「検討する」のみでなく、「〇〇年度までに設置することを目標とする」と時期を明記すべきである。また「感染症管理センター」は政令指定都市を含む県内の保健所の感染症管理部門をも統括する必要があることを明記すべきである。</p>	<p>御意見を踏まえ、下記のとおり修正する。            (修正前) 【感染症管理センターの設置の検討】            (修正後) 【感染症管理センターの設置】※目次の修正を含む            (修正前) ～拠点施設として、「センター」の設置を検討する。            (修正後) ～拠点施設として、「センター」の設置を進める。            ・センターの機能や組織の詳細については引き続き検討していく。</p>
<p>第6 新型コロナ ウイルス感染症 対策</p>	<p>1 (2) エ (工) P27</p> <p>【検査体制】 国立遺伝学研究所との連携・協働により、新型感染症検体の全ゲノム解析による分子疫学調査の実施および感染経路の追跡・推定などの感染拡大防止方針の策定なども今後統括されることを期待する。</p>	<p>・センターの機能や組織の詳細については引き続き検討していく。</p>
<p>第6 新型コロナ ウイルス感染症 対策</p>	<p>1 (2) エ (ク) (ケ) P28</p> <p>【宿泊療養施設】 【自宅療養者への支援】 原案に示された総括では今後継承される内容が乏しく、実際に宿泊療養で不足していたこと、自宅療養で不足していたことなどを、療養経験者からの意見や、療養指導や検査にあたった開業医師、DMATの医師からも聴取し、次のパンデミックに備えることが必要である。</p>	<p>・今後、コロナ対策の総括を検証する中で検討していく。</p>
<p>第6 新型コロナ ウイルス感染症 対策</p>	<p>1 (3) エ P29</p> <p>【感染症に関わる人材の育成と確保】 今次の新型コロナウイルス感染症対策の教訓から、医師数の少ない当県としてどのような対応が求められていたかを明らかにしておくことが必要と考える。例えば、感染症専門医体制、感染症専門看護師、検査体制などの面から、各医療機関と協力して実態調査を行い、今後の対策への指針を作っておくべき。</p>	<p>・今後、コロナ対策の総括を検証する中で検討していく。</p>
<p>第6 新型コロナ ウイルス感染症 対策</p>	<p>1 (3) P29</p> <p>【保健所の体制】 「濃厚接触者」の扱いについて、医療職員や介護職員の場合と、家族の場合があるが、保健所の指導に従う原則となっはいるが、軽症者が増加した段階で自宅待機期間の短縮という事態になったが、現場絵は混乱があったことから、今後の課題として明記しておく必要がある。</p>	<p>・今後、コロナ対策の総括を検証する中で検討していく。</p>

# パブリックコメント（県民意見）と修正案への反映

項目	意見	対応内容	
第6 新型コロナウイルス 感染症 対策	1 (3) カ P29	<p>【自宅療養者への支援】</p> <p>陽性と判断されれば入院となるのが前提ではあるが、入院までの自宅待機の場合、あるいは陽性者発生後の介護施設での対応の問題がある。これには専門家、場合によってはDMATなどによる現場での指導が欠かせない。この点では今回のパンデミックでも様々な経験があり、施設入所者の特性（医療度）によっても対応の仕方に違いが生じる可能性があり、今後の課題である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、コロナ対策の総括を検証する中で検討していく。</li> </ul>
	2 (1) オ P31	<p>【自宅療養者への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の開業医として、自宅療養者の管理に協力するためには、病診連携の窓口には保健所など行政が当たるべきであり、自宅放置にならないよう、宿泊療養施設（入院待機施設）の整備など行政のバックアップが必要である。高齢者の自宅療養では訪問看護師や訪問介護福祉士の協力も必要で、具体的な対応策を記載すべき。</li> <li>・「健康観察を行う人員体制を委託事業者と協力し整える」の記載の委託事業者とはどのような事業者か、明確にすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後、コロナ対策の総括を検証する中で検討していく。</li> </ul>
第7 新興・再 興感染症 対策	1 P33	<p>【次の新興・感染症の流行に備えて】</p> <p>県立静岡空港や、清水港など、海外との接点になる場所で、確実な水際対策を行うことを明記することを提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検疫所との連携については、「第2 感染症の予防及びまん延の防止」（P14）に記載している。</li> <li>・空港や国際港など、海外との接点になる場所での入国等における水際対策は国の役割となるが、今後、国が示す「基本指針」等において、新たな対応が必要になれば、検討する。</li> </ul>
	1 (2) ア P33	<p>【司令塔機能】</p> <p>小学校から専門学校まで、県内の教育機関での感染症教育を行う体制（特別授業）を整備することを提案する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会と県民意見を共有し、必要に応じ、教育委員会と連携し対応する。</li> </ul>

## 今後の予定

- 現在、実施している感染症法第10条第2項第5号の規定に基づく市町等への意見聴取を踏まえ、3月末の計画策定を予定。